

南山大学社会倫理研究所

2005年度第4回懇話会 ■講師 神崎 宣次先生■

講演の概要

2005年6月18日(土)、南山大学名古屋キャンパスJ棟1階Pルームにて開催された社会倫理研究所2005年度第4回懇話会において、京都大学大学院文学研究科研究員(COE)[当時]・神崎宣次先生による「予防原則の三つの不明瞭さ」と題する講演が行われた。まず、「予防原則」の不明瞭さが指摘され、その正体は、(1)定義の複数性、(2)二面性とその内的緊張、(3)原則それ自体の根拠・正当化の困難である、と論じる。(1)に見られる最大の問題は、相互に対立する含意をもつ要素がともに「予防原則」と呼ばれるものに含まれていることである。そうした複数の定義をもつ「予防原則」に対して、核となる考え方の部分のみについて考える、というアプローチがとられる。続いて、(2)における二面性は、(a)環境問題に内在する不確実性、無知に対処するための手段として言及される場合に現れている「手法としての側面」(それに伴われる「不確実性に対処できる」という主張)、および、(b)そうした対処の理由、根拠、命令を表すために、予防という考え方そのものに言及されている場合に現れている「理由・考え方としての側面」(それに伴われる「不確実性に対処しなければならない」という主張)、として整理される。さらに、この二側面の緊張関係が「失敗」の概念との関わりで分析された後、「予防原則」として重要なのは理由・考え方としての側面であり、ハーバート・サイモンの制約合理性の考え方では「無理だけれどもやれ」という言い方はそれほど不合理ではない、と結論される。さらに、(3)は、「予防原則」自体の根拠は何かという問いにかかわり、この問いは、「環境を守らなければならないのはなぜか」という環境倫理学の最も根本的な問いと同じである、と述べられる。「予防原則」の完全な正当化・根拠づけは不可能だが、それでもそれを使うことに困難さはなく、予防原則を支持する人びとを説得する「根拠」を提示することはできる、と主張される。(文責 | 奥田)

*以下のコンテンツは、懇話会で録音したものを活字化し、講演者本人の校正をへて作成されたものです。無断の転用・転載はお断りいたします。引用、言及等の際には当サイトを典拠として明示下さるようお願いいたします。

予防原則の三つの不明瞭さ

もくじ

1. イントロダクション | 2. 「予防原則」と呼ばれているものの複数性 | 3. 「予防原則」についての対立したいくつかの語られ方 | 4. 「予防原則」の第一の不明瞭さ | 5. 「予防原則」の二つの側面と、その間に存在する緊張 | 6. なぜ予防しなければならないのか | 7. 結論 |

神崎でございます。本日は発表の機会を与えていただきありがとうございます。早速始めさせていただきたいと思います。お手元に2つ資料を配らせていただきました。一つはスライドを6枚ずつコピーしたものです。これが7ページ、42番のスライドまであるはずですが、もう一つは今あるところに出している論文のドラフトです(追記：神崎宣次「予防原則の三つの不明瞭さ」、『応用倫理学研究』第2号, 応用倫理学研究会, July 2005, pp. 53-74.)。完成版ではありませんが、これの最後の部分をきょうの発表の最後に読ませていただきたいと思います。

では、発表に入らせていただきたいと思います。

1. イントロダクション

環境問題に限られているわけではありませんが、特に1970年代ごろから環境問題の中での重要な原理とか、一つのアプローチの仕方と考えられている「予防原則 (precautionary principle)」と呼ばれるものが非常に重要だと言われ、いろいろな国際条約や法律などに取り込まれつつあるにもかかわらず、実はその内容がよくわからない。タイトルにもありますが、きょうの発表の中ではその「三つの不明瞭さ」ということを指摘させていただきたいと思います。

本発表の意図はだいたい今、申し上げたとおりのことですが、近年「予防原則」と呼ばれているものは、特に環境政策上の重要な原理とみなされてきています。と同時に、実は予防原則をとると、産業を興したり、新しい化学物質を使ったものを製造するというようなことが過剰に規制されてしまう。つまり、本来健全な科学の発展みたいなものまでも過剰に規制してしまうような非科学的、あるいは何もかもやってはいけないというような意味で非合理的、そんなことをやってしまえばあらゆることをだめにしてしまうというような実行可能性のないものであると非難されることもあります。つまり、「予防原則」は、環境政策上の一番大事な原則としてもものすごく称賛される、あるいは称揚されると同時に、ある場面ではものすごく批判されているわけです。

本発表の一つの根本的な論点は、なぜこんなにも両極端な反応が生じるのかということにあります。両極端の反応が出てくるということは、結局のところ、「予防原則」が急速に受け入れられてきているにもかかわらず、それがどんなものであるのかについての共通理解が存在していないからだと思うわけです。

私の知り合いで、京大の環境系の大学院にいて、実際に自分もNGOなどの活動に加わりながら勉強している人がいます。その人が、私が「予防原則」の研究をしていることを知っているので、少し前に会いにきて、その人が参加しているNGOなどが公表物を出すときに、最近皆、「予防原則」と書きたがるのだと。どういう文面にするのかという話し合いをしているときに、「予防原則」とはどういう意味かと聞いても、皆、中身はわかっていない。でもとりあえず「予防原則」と言いたい。そういう形で書いてしまっている。

つまり「予防原則」は、それが実際のところどのような意味を持つのかということが不明瞭であるがゆえに批判されているという面と、その持つ意味が不明瞭であるにもかかわらず支持されているという面があると言えるのではないかと思うわけです。このような状況は、「予防原則」を支持する立場にとっても、批判する立場にとってもいいことではないだろうと思います。

中身がわからないのに、これはいいものだ、優れた原理だと言われるようなものに対しては、とりあえず突っ込んでおくというのが応用倫理学の役割だと思うわけです。たとえば生命倫理学で言うと、インフォームドコンセントがそういう対象の一つであったと思います。つまり、中身がわからないものに対してはもっと注意深くあらねばならないだろうと思うわけです。

「三つの不明瞭さ」ということですが、次のような内容を指摘したいと思います。一つは、定義の複数性です。いろいろな定義の仕方があるということです。「予防原則」に対して何人かの人が議論しているとしても、おそらくそれぞれの人が念頭に置いている中身が違っていることがあるだろう。二つ目に、「予防原則」には二つの側面があると思います。その二つの側面の間に内的な緊張が存在するということが、「予防原則」の中身がよくわからないことの原因となっているだろう。三つ目、「予防原則」を使って将来的に起こるかもしれない被害を予防しなければいけないと言うわけです。つまり、「予防原則」というのはある時点では確実な科学的証拠がなかったとしても、それを予防するための対策をとることができる。そのような予防的な対策をとることに対して根拠づけを与えるような原則であるわけですが、「予防原則」そのものの根拠、あるいは正当化はどこにあるのかということがよくわからない。

あらかじめお断りしておきますが、きょうの発表では「三つの不明瞭さ」があるという話だけをさせていただきます。つまり、三つの不明瞭さを解決することはありません。三つの不明瞭さに対してそれぞれ私自身の立場とか考え方自体は示させていただきましたと思いますが、それは不明瞭さの完全な解決であるとはとても言えないようなものです。もう一つ、きょうの議論の意図としては、以下の議論が全体としては、それにもかかわらず「予防原則」が大事なものであるということを示すような結果になっていければいいと考えています。

2. 「予防原則」と呼ばれているものの複数性

ここまでは「予防原則」の中身については説明せずに今日の議論の意図を説明させていただいたのですが、ここで「予防原則」についての基本的な情報を少し説明したいと思います。

非常に曖昧な言い方ですが、「予防原則」とは、近年活発に議論されている環境保護に関わる原理、手法、あるいは考え方。そもそも原理とは何かということもよくわからないわけですが、「予防原則」の地位や立場、あるいはどういうものなのかということすらよくわからない面があります。それはとりあえず置いておき、「予防原則」の起源に関しては複数の説があります。一般には、1970年代、西ドイツの環境政策における五つの基本原則の一つであるVorsorgeprinzipがその起源だと言われています。これと同時期に他の国でも同様の考え方が出てきたという説明もされます。もともとは環境政策の原理として出てきたもので、これまでは主に環境法学とか政策学の分野での議論が多かったわけですが、哲学、倫理学の分野でも議論され始めています。

「予防原則」がなぜ重要なものと言われるのかということについて、欧州環境庁の「予防原則」に関する報告書のエディターの一人であるポール・ハレモエスは次のように言っています。「予防原則は、前の世紀の規制に関する意志決定におけるあまりにも多くの失敗から導き出された新しい原理である。つまり、環境問題の取り扱いに対する従来どおりの考え方では上手くいかない。言い換えれば、それらが実際に失敗してきたとの認識が、予防原則というものを重要であると認識させている」。

これら過去の環境政策、あるいは環境規制の失敗の認識から、次のような二つの洞察が得られるだろうと思われれます。

まず一つは、環境問題は、その性質として被害の程度とか、その被害が生じる確率分布が明らかにわかっているような意味でのリスクではなく、それが生じる確率やそれによってどれくらい被害が生じるかすらわからないという意味での不確実性や、そもそもそういう危険があるのかどうかすらわからないという意味での無知を含んだ問題である。つまり、一般的に言われる合理的意志決定論、あるいは意志決定の枠組みのままでは取り扱えない問題であるということです。

二番目は、早期に手を打たなければ取り返しのつかない結果になる。つまり、できるだけ早く予防するような手段をとっておいた方が、結果が出てしまったからその被害を回復するよりも安く済む場合があるし、もしかしたら後になってからでは取り返しがつかないこともあるだろうという洞察が、過去の環境政策の失敗から得られただろうと思われれます。

おおまかに言えば、「予防原則」はこれら二つの洞察の組み合わせがあったところから導かれるような考え方であると言えます。

「予防原則」と言われているものの事例を二つ挙げたいと思います。まず一つ目ですが、これは予防原則の実例として最もよく挙げられるものです。1992年のリオ宣言の第十五条、「重大なあるいは不可逆的な損害が生じる恐れがある場合には、完全な科学的

確証性が欠けていることを理由に環境破壊を防止する費用対効果の高い予防的措置をとることを延期するべきではない」。

もう一つの例は1998年のウィングスプレッド宣言の中身です。ウィングスプレッド宣言は、先ほど挙げたりオ宣言に述べられている考え方とはある種対照をなすものとして挙げられるものです。「われわれは、既存の環境規制や施策、特にリスク評価に基づくものは人類の健康や環境を適切に守ることができなかつたと考える」。つまり、先ほど私がハレモエスの見解として挙げていたような、過去の環境規制は失敗してきたという考え方です。「ある活動が、人類の健康や環境に対する危害の恐れを生じさせる場合には、原因と結果の関係のうち科学的に十分には確証されていないものがあつたとしても、予防的な手段がとられるべきである」と述べられています。

さて、今、二つの「予防原則」と言われているものの実際の表現を見ていただいたわけですが、この中にいくつかの構成要素がありました。たとえば、1)リスク評価の手法に基づく、2)完全な科学的確証性が欠けていたとしても、3)重大なあるいは不可逆的な損害、4)費用対効果の高い、5)予防的措置あるいは手段、というものです。

いま挙げられたもの以外にも「予防原則」と言われているものの中に含まれている構成要素はいくつかあります。「予防原則」に関して初期の重要な文献としては、オリオーダンやキャメロンという人たちが書いている論文集があります。その中でオリオーダンらが挙げている基本的要素には、先ほど挙げたものとは別のものが挙げられています。彼らが挙げているのは、1)人間の介入の影響を緩衝するための「生態学的空間」の確保、2)挙証責任の転換。挙証責任の転換というのは、これまでは誰かの行いに対してそんなことをすると被害が生じるという証拠を挙げなければいけないという考え方だったのを、逆に何かの行動を行おうとしている側が自分たちの行動には被害が生じないのだという証明をしなければいけない、という責任を転換する考え方です。3)将来世代への配慮、4)過去の行いによる「生態学的負債」に取り組む必要、5)自然の価値という考え方です。

さらに、「予防原則」と言われているものに含まれることがある構成要素は他にもあります。1)何もしないということを含めて、あらゆる選択肢を考慮に入れること。つまり、何かを行うときにどういう手段でやるのが一番被害が少ないのかということだけを考えるのではなく、それをやらないということも考えに入れなければいけないという考え方です。2)民主的な、開かれた決定。何かを行うときには、実際にその行動を行っている主体だけでなく、それによって影響を受けるかもしれない地域住民などにも、あることをやるかどうかというような決定は開かれていなければいけないという考え方です。3)共通だが、能力に応じて異なった責任。これは各国とかいろいろな主体、行政機関、あるいは団体などでもいいのですが、それぞれが責任を負っているのだという考え方です。この他にもあるかもしれませんが、これぐらいさまざまなものが「予防原則」の構成要素であると言われることがあります。

ここまで見ていくと、「予防原則」とは何かというのがまた全然わからなくなりま

す。つまり、ここまで挙げたすべての要素を含むような原理がそもそも考えられるかということです。しかも、先に挙げた二つの実例は、当然ここに挙げた構成要素のすべてを含んではいないわけです。また、その二つの実例には含まれていないような構成要素も別の「予防原則」と呼ばれているものには含まれていることがあります。つまり、「予防原則」と言われているものの内容、あるいは含意がどのようなものであるのかについては、さまざまな立場の人がさまざまなことを言っているという状態にあるわけです。

今、申し上げた「予防原則」と呼ばれているものの内容や規定の仕方はいろいろなのだということ自体はしばしば指摘されていることですし、それはいろいろな実際の条例や法律の条文があるということだけなので、それだけなら大した問題とは言えません。問題は、互いに対立するような含意を持つ要素が共に「予防原則」と呼ばれているものに含まれることがあるということです。

3. 「予防原則」についての対立したいくつかの語られ方

対立点の例として、まず一つは、先ほどの「予防原則」の構成要素の中にありましたが、リスク評価と両立するかどうかということです。ウィングスプレッド宣言では、リスク評価に基づくような環境規制は失敗してきたと言われているわけです。ところが、リオ宣言では、明示的には書かれていませんが、リスク評価の枠組みを否定しているわけではありません。むしろ、そういうものの枠内でこういうことを考えるという考え方はです。

あるいは、リオ宣言では対処にかかるコストが考えられていたわけです。つまり、費用対効果の高い手段であるならば差し控えてはいけないという考え方が述べられていたわけです。逆に言うとそれは、これから危害が起こるかもしれないものを予防する手段であっても、それをするためにコストが高ければやらなくてもいいということ認めていることになります。ウィングスプレッド宣言に関しては、基本的には費用対効果は考慮されていません。

さらに、「予防原則」と言われる原則が誰にとっての原則であるのかということです。先ほども言いましたが、「予防原則」のもともとの起源は、環境政策を定めたり、あるいはそれを実行したりする政策実行者、行政、官庁などにとっての原則であると通常は考えられるわけです。起源はそうであったとしても、実際今はさまざまなNGOや環境団体なども「予防原則」と言っているわけで、その場合に行政主体、あるいは政策実行者などが考えているような「予防原則」とは違う使い方を始めているということです。

このときに何が問題になるかと言うと、先ほど挙げたりオ宣言は明らかに政策決定者のタイプの「予防原則」だったわけですが、ウィングスプレッド宣言は必ずしもそうではないということです。政策実行者は環境政策だけを政策として考えているわけではなく、他の政策も同時にやらなければいけないわけです。そうすると、当然彼らは使える

コスト、あるいはそのコストを使ってどれだけの利益があるかということを考えるので、政策実行者たちが考えているような意味での「予防原則」はやはりコストベネフィットを非常に考慮するわけです。

「予防原則」は原則かアプローチか。これは単に言葉の使い方の違いだと言われることもありますが、ヨーロッパ系では「原則」という言い方をし、アメリカや日本では「アプローチ」、単なる手法であるという言い方をする傾向があります。この違いについてはもう少し後で説明させていただきたいと思います。

「予防原則」と言われているものの間の対立点ということですが、少なくとも従来のリスク評価の枠組みや手法と完全に対立するものではなく、また費用対効果も考慮される、政策担当者にとっての原則、もしくはアプローチであるというのがいわゆる標準的理解と言っていいでしょう。日本国内で「予防原則」に関する研究会などが開かれるときにも、基本的にはこのような標準的理解に基づいて議論されることが多いわけです。この標準的理解を外れるような「予防原則」に対してはどのような批判があるかと言うと、特に標準的理解をとる立場の人たちからは、実行可能性がないと非難されることがあるわけです。つまり、費用対効果を考慮に入れないようなタイプの「予防原則」には実行可能性がないという主張がなされることがあります。

以上のように「予防原則」の中身に対していろいろな人がいろいろなことを言っているわけですが、そのようなことについてオリオーダンとキャメロンは、予防をどのように解釈するかは「曖昧かつ不定」であり、その「ラベルの貼り難さのために予防は歓迎されもしているし、恐れられもしている」と表現しています。つまり、「予防原則」についての議論が行われていても、それぞれの立場が念頭に置いている定義や内容は異なっていて、そのために議論が上手くいかない可能性があるということです。

では、どうするか。一つ考えられるのは、これこそが「予防原則」だというものを定める方法ももしかしたらあるのかもしれませんが、実際には既にこれだけさまざまなものが言われてしまっているので、“the precautionary principle”とでも言うべき定義や形式化を求めて、そこからその意味や受容性を分析するような方法は非常に困難であるか、そんなことをしてみても実際にはあまり意味がないのではないかと思います。

4. 「予防原則」の第一の不明瞭さ

そこで「予防原則」と言われているものには四つの扱い方が考えられるだろうし、また実際になされているだろうと思われれます。

一つは、自分で考えた定義を用いるという方針です。オリオーダンなどが挙げたような、こういうものが「予防原則」に含まれている構成要素だとしてリストを自分で挙げてしまって、その定義の枠内で議論をするという方向性が一つ挙げられます。これはいくつかの論文でなされています。

二つ目、特定の条文の記述、あるいは表現に基づいて研究する。これは特に法学系や政策系の論文でなされています。たとえば、なんとか条約の予防原則となんとか条約の予防原則の表現を比較するというような研究としての扱いがあります。

三つ目、定義なんていらぬという考え方もおそらくあるでしょう。明確な内容は持たない、「予防原則」というのはある種の標語みたいなものでいいのではないかという考え方もあるだろうと思います。実践上はもしかしたら「予防原則」に関してちゃんとした定義は必要なくて、被害が手遅れにならないうちに手を打つのだという考え方さえ伝わればいいのではないかということが言えるだろうとも思うわけです。

四つ目、完全な科学的証拠がなくとも、とりあえず行動するというような、核となる考え方の部分だけについて「予防原則」を考えよう。その他の構成要素については、基本的にはある種ぜい肉みたいなもの、あるいは余分なものなので、この部分だけについて考え、とりあえず議論すればいいのではないかということも方針としてあります。

この四つのうちのどれをとるのがいいのかというのは、よくわからない。先ほど法学などの論文では二番目の方針がとられていると申し上げましたが、議論の目的や性格によってどのような方針をとるかというのはたぶん違ってくるだろうし、違っていてもいいだろうと思うわけです。ただし、議論しているときに何をしゃべっているのかがわからないことになるというのがこの議論の最初の目的ですから、自分がどのような方針で「予防原則」について語っているのかということや、さらに自分がとった方針によって議論がどのように制限されることになるのか、つまり、自分の定義に基づいて「予防原則」はこういうものであると議論している場合には、その定義の仕方によってももしかしたら取り落としてしまっている内容、あるいは重要さみたいなものがあるかもしれないということを常に意識していかないと、おそらく議論として失敗するだろうということです。

どのように取り扱っていいかわからない、あるいは内容が複数あるということ自体が冒頭で述べた三つの不明瞭さの一つ目です。先ほども申しましたが、不明瞭さをどのように取り扱っていいのかということに関しては、きょうは完全にそれを解消するということをお話ししているわけではなくて、自分ではこの立場をとるということだけを明らかにしたいわけです。以下では、私は四番目の方針を採用しています。

5. 「予防原則」の二つの側面と、その間に存在する緊張

では、四番目の方針に従って核となる考え方を取り出したとして、先ほどの言い方をすると、ぜい肉をそぎ落としたとしてもそれで内容が十分明晰になるかと言うと、そう簡単には言えない。むしろここから分析が必要になってきます。たとえば、完全な科学的証拠がなくとも行動することとは、義務として述べられているのか、そうした方がいいという推奨なのか、そのような行動をとってもいいのだという許諾なのか、あるいは、コストが高すぎない限りというような制約のついた一応の義務なのか。あるいは、完全な科学的証拠がない場合、行動に必要なとされる科学的証拠の水準はどれぐらい

であるべきか。このような核となる考え方のみを取り出したとしても、明らかにはならないわけです。核となる考え方自体が単純で誤解の余地がない、あるいはみんなが同じことをしゃべっていることが保証されるというわけではないと思われまます。

そのうちの一つの問題として挙げさせていただきたいのは、核となる考え方そのものにも二つの異なった側面が混ざってできているのではないかということです。つまり、「予防原則」では二つの内容が言及されることがあるわけです。

一つは、環境問題に内在するような不確実性、あるいは無知に対処するための手法として「予防原則」が言及されている場合です。つまり、「予防原則」によってなんとかの環境問題に対処しようという言い方がなされる場合です。二番目は、そのような対処をするための理由、根拠、あるいは命令を表している、予防という考え方そのものが言及されている場合です。つまり、「予防原則」が環境問題に対して非常に重要な考え方だというような言い方をしている場合には、このような考え方そのものが言及されているだろうと考えられるわけです。

二番目の側面に関しては、これまでの特に「予防原則」を政策上の原理として論じている議論では十分には分析されてこなかったように思います。なぜかと言うと、環境政策などの議論では、環境問題に対処すること自体が前提なので、その根拠自体はとりあえず考えなくても済むからです。

後の議論を先取りして言えば、「予防原則」の不明瞭さは、先に挙げた二つの側面の間のずれに基づいているのではないかと考えています。たとえば、道具としての側面では、それが手法として実行可能でなければならないわけです。つまり、手法として用いられるわけですから、そもそもそれが実行可能でなければ意味がないわけです。その実行可能性の観点から、「予防原則」を従来のリスク評価の枠組みとある程度は親和性のあるものとして考えざるをえないわけです。逆に、理由としての側面では、これまでのリスク評価の手法は失敗してきたのだ、それはだめだという意味で否定している部分があるわけです。そうすると、リスク評価に対する親和性という意味において、手法としての側面と理由、あるいは考え方そのものを表した側面の間にずれがあるかもしれない。

つまり、これは不確実性というものに対処できるかどうかという考え方ですが、「予防原則」の理由としての側面、あるいは「予防」という考え方そのものを表す側面では、われわれは不確実性に対処しなければならないと主張をしているわけです。それに対して手法としての側面では、少なくともそれが実行可能である、あるいはそれは意味があると言うためには、われわれは不確実性に対処できるのだという主張をしている。対処しなければいけないという主張と対処できるという主張は、実は同じ主張ではなく、おそらくその間にはずれがある。そのずれとは何かというのが、二つ目の不明瞭さという話です。

「予防原則」の二番目の考え方そのものを表している側面ですが、「予防原則」はわ

れわれが不確実性に対処しようとすることに根拠を与えるわけです。そもそもわれわれが不確実性に対処しようとするのはなぜか。「予防原則」自体の根拠は何かということです。この問いにはもしかしたら次のような答えが返ってくるかもしれませんが。最初の方で挙げましたが、「過去の失敗の教訓を生かすためにわれわれは不確実性に対処しなければならない」と言われるかもしれません。実際、「教訓」こそが「予防原則」に関する重要なキーワードの一つであると考えられているように思います。現在、最も重要な文献の一つである、先ほど挙げたハレモエスがエディターの一人となっている欧州環境庁による報告書では、「教訓」がキーワードになっています。つまり、『Late lessons from early warnings(早期の警告からの遅い教訓)』というのがタイトルです。

この教訓とはどういうものかと言うと、この報告書では、なんらかの証拠があったにもかかわらず、早期の対処がとられなくて被害が大きくなってしまった12の事例研究が述べられています。「教訓」がキーワードであると考え、「予防原則」自体の根拠は何かという問題、あるいはそもそもなぜわれわれは不確実性に対処しなければならないのかという問題は、次のように言い換えられると思います。われわれは過去の失敗から教訓を得たとして、でもそのときに正確に得られた教訓とは何か。なぜわれわれはその教訓に従わねばならないのか、あるいは、その教訓を生かさねばならないのかと言い直すことができるだろうと思われます。

先ほどの欧州環境庁の事例研究では、次のような二つの基本的な所見として教訓が述べられています。1)早期の規制を行わなかったために予想されなかったような、時には予測不可能であったような、高くついてしまう結果となった多くの事例がある。2)多くの事例で早期の警告があったにもかかわらず、そのような警告が無視された。一応、これら二つのことが過去の失敗から得られた教訓であると考えられるかもしれません。そして、このような失敗を二度と繰り返してはならないという言い方がこの教訓に従う理由を説明しているようにも思われるわけです。

しかし、これだけが本当に過去の失敗からわれわれが得るべき教訓なののでしょうか。先ほど不確実性に対処しようとするということと不確実性に対処できるという考え方の間にずれがあると言いましたが、しようとするけれどもできるかどうかはわからないということが一つのずれであるわけです。つまり、本当に失敗から得るべき教訓はこれだけなのかという疑念の根本には、失敗を繰り返さないということが根本的には不可能であるように思われるということがあられるわけです。そのことを理解していただくために、ここで「失敗」という概念について検討したいと思います。

「失敗」という概念とある意味で似た「過失」あるいは「不正」というような、倫理学で伝統的に扱われてきた概念とを比べてみるのがいいと思います。しかし、過失とは異なり、失敗にはおそらく防げたはずという含意はない。そして、二番目、これが重要なのですが、すべての失敗を防ぐことはできないわけです。それはおそらく人間の能力の限界を超えているだろう。つまり、すべての失敗を防ぐことができるという考え方自体が、そもそも失敗という概念自体に反しているように思われるからです。防ぐことができないようなものこそ失敗というものの本質なのです。

このような言い方をするときには注意しなければいけないのは、環境問題に関して失敗ということを中心とするからといって、環境に害を及ぼしたような誰かの行いがすべて過失とか不正なのではなくて、単なる失敗の問題だから責任はないのだと言っているわけではないということです。これにはいくつかの考え方があります。1)単なる失敗に対しても責任が問われる場合がおそらくあるだろう。後の佐々木さんの発表で責任論が出てきますが、防げなくても責任を問われる場合はおそらくあるだろう。2)失敗の集合と過失や不正の集合は互いに排他的なのではなくて、たとえば失敗であるような不正もおそらくあるだろう。したがって、失敗について考える場合には、過失や不正という性質についても考えていないというわけではありません。

しかし、なぜ環境に関して失敗という観点から考えるのかということです。つまり、一つの考え方として、環境問題というよりは特に公害の場合などでそうですが、単に特定の国や企業といった原因となった主体の不正や過失といった側面から環境問題を考えることもできるわけです。あるいは、軽率さとか無責任さの問題であるというように環境問題を考えることもできるわけです。しかし、それと同時に、それらのすべてを防ぐことはおそらく人間の能力の限界を超えているという意味において、人間の失敗の問題でもあるはずだという考え方をここではとりたいと思います。

なぜこのような考え方をとらねばならないのかということですが、最初に挙げた二つの洞察というところがありましたとおり、「予防原則」はそもそも不確実性や無知の存在に深く結びついているわけです。そうすると、「予防原則」を真剣に主張するならば、防げたはずであるという考え方ではないものも思考の枠内にとらえなければいけない。そのような見方を避けることはできないだろう、というのが私の主張です。

したがって、「予防原則」の考え方そのものとしての側面が持つ含意をわれわれが真剣に受け止めるならば、手法としての側面が失敗する可能性も受け入れなければなりません。つまり、先ほどの二つの側面の間のずれ、あるいは内的緊張という言い方をしましたが、環境問題に内在するような不確実性にわれわれは対処しなければならないけれども、対処できるとは限らないということです。それはなぜかと言うと、そのような環境問題が単なるリスクの問題ではなくて、不確実性や無知という人間の対処能力、あるいは合理性と言ってもいいのですが、その範囲の枠外にあることもあるというのがその本質だろうと思われれます。

そうすると、「予防原則」の考え方そのものとしての側面は、手法としての側面を用いてそのような環境問題を回避、あるいは解決するように命じる、あるいはそうすることの正当化、根拠を与えていると同時に、そのような手法を用いたとしてもわれわれが失敗する可能性も同時に保証しているように思われるわけです。ここには矛盾、あるいは内的な緊張感があるように思われれます。

問題は、この矛盾を解消できるのかということですが、私としては、「予防原則」として重要なのは考え方そのものを表した側面の方であると考えたい。つまり、手法としての側面は重要視しないという考え方をとりたいと思います。実際の実行可能性、ある

いは実際の政策のための手段の側面よりも、予防という考え方そのものを表す側面を重視する方がいいのではないか、というのが私の考え方です。

その理由はどういうことかと言うと、実行可能性を考えて手法としての側面を重視するならば、實際上、その適用基準みたいなものが少し引き下げられるだけですから、従来のリスク評価の枠組みとあまり変わらないわけです。そうすると、わざわざ「予防原則」という新しい原理が出てきたというような言い方をする必要はない。単に手法としてとらえるならば、「予防原則」は特に目新しい考え方ということにならず、従来の考え方の枠内で十分に考えることができる。これは、先ほど「予防原則」の述べられ方の複数性を説明したときに、「予防原則」を環境政策上の原理、あるいは考え方みたいなものとしてとらえるヨーロッパと、単なる手法として考える日米との違いに相当するかもしれません。つまり、アメリカや日本はやはり産業を推進していきたい。環境政策に対して基本的には産業に対して邪魔を与えるようなものとして考えたくないという立場をとっていると言っていると思うのですが、日米の方は単に新たな手法としてのみ考えていたと思うわけです。しかし、私自身の立場としては、そうではなくて、手法としての側面はそんなに重要ではないという考え方をとっています。

ただし、そのような立場をとると、実行可能性というところが失われるという批判がおそらく出されるでしょうし、その批判はかなりの部分正しいでしょう。だが、それにもかかわらず「予防原則」が環境問題に対する新しい重要な考え方を表したものであるとするならば、その特質性と重要性は考え方そのものを表した側面にあるとみなさなければならぬ。ならば、「予防原則」として真に重要な部分は、その考え方そのものを表した側面の方にあると言えるのではないのでしょうか。

そうすると、二つの側面の間の矛盾、もしくは緊張関係を解消することはできないとしても、手法としての側面はあまり重要ではないと言うことによって、その緊張関係はそれほど重要なものでないという言い方ができるかもしれません。もちろん、この問題に対して別の立場のとり方も当然あると思います。

さて、少し話が戻って、「教訓」という話です。以上の議論から、不確実性や無知という問題を含んでいるので、これから先もきつと見落とすことはあるだろうという教訓もわれわれは得なければいけないのではないかと思うわけです。つまり、過去にわれわれはなんらかの問題のシグナルが存在していたのに、そのようなものを見落としてしまった。そのために被害を大きくしてしまったという過去の失敗の体験、あるいは教訓を得たときに、もう失敗を繰り返さないという教訓が得られるのは確かですが、それと同時に、これがもし人間の合理性の限界という話であるならば、そのようなものを繰り返さないとどれだけ誓ったとしても、もう一度見落とす可能性は常にあるだろうということです。

この問題については似たような例を出すとわかりやすいかもしれません。たとえば、阪神大震災のときに震度7に耐えられないビルがあったので、今度は震度7に耐えられるビルをつくろうという話です。でも、震度7に耐えられるビルをつくったとしても、

もしかしたら震度8の地震が来るかもしれない。では震度7に耐えられるビルをつくるのは無駄かと言うと、無駄ではないわけです。今の地震に耐えられるようなビルをつくるべきだという言い方はできるでしょう。でも、それと同時に、それはすべての問題を防ぐことにはならないのだということもわれわれは認識すべきだということです。

これから先も見落とすかもしれないというもう一つの教訓はあるだろうということですが、この教訓は先に挙げた対処しなければいけないという教訓と一見すると矛盾するように思われるかもしれませんが。この矛盾は、不確実性に対処するという言い回しに含まれる、先に挙げた曖昧さと同じです。ふたたび整理して言わせていただくと、こういうことです。不確実性に完全に対処することは人間の合理性にとって不可能なことです。しかし、不確実性に対処しようとすることは合理的であると言うことができるわけですし、実際そこそこであるならば、われわれは対処できるわけです。

このような合理性の制約という話をしたのは、奥田さんの紹介の中にあつたバウンデッド・ラショナルリティ(bounded rationality制約合理性)という話で、ハーバート・サイモンというノーベル経済学賞をとった経済学者が1950年代から言い出した問題との関連からですが、それはともかく、過去の失敗から失敗を繰り返すべきではないという教訓と、失敗である限りそれは完全には不可能であるだろうという、二つの教訓が得られるわけです。この二つの教訓は一見矛盾しているかのようにも見えるわけですが、前者はある種の規範、あるいは命令、そのようにすべきであるという形をとった教訓であり、後者は人間の合理性の制約に関わるような、事実に関わる教訓です。したがって、この二つの教訓は言い表している内容の領域がまったく異なったものなので、先ほど述べた二つの側面の間の矛盾とは違って、実際には互いに矛盾するわけではなく、どちらかが間違いだと言う必要はないわけです。つまり、どちらかは重視しないという言い方をする必要はここではないということです。無理だけれどもやれという言い方は、おそらくそれほど不合理なわけではない。少なくとも倫理学、あるいは倫理的な「命令」という言い方の中では、それは必ずしも即不合理であるという言い方になるわけではない。

これでこの問題に関しては必ずしも矛盾するわけではないということが言えると思います。しかし、ここまでだと必ずしも矛盾するわけではないということが明らかになっただけなので、もう少し話を進めたいと思います。この後は「予防」という考え方そのものを表した側面に関して、その根拠は何かという議論を進めていきたいと思います。

環境に関して失敗を繰り返すべきではないという教訓、あるいは批判が存在するとして、その理由、根拠は何か。先ほども言いましたが、「予防原則」は確実な科学的証拠がない場合でも対処するということ自体に根拠を与えるようなものであつたわけです。では、「予防原則」自体の根拠は何かというのが、最後にお話ししたい三つ目の不明瞭さという問題です。しかも、この根拠、教訓は、先ほども言いましたが、ある種不可能なことを要求するものです。しかし、不可能なことを要求する根拠、あるいは正当化というものを示すことができなければ、「予防原則」というもの、あるいは「予防原則」という考え方そのものを表した側面についての妥当性、あるいはみんなにその原則を受け入れろと言うときの説得力を示せないことになるだろうと思います。

スライドは終わりました、以下は、先ほどお配りした草稿の六章から最後までを読み上げる形で発表させていただきたいと思います。

6. なぜ予防しなければならないのか

予防という考え方そのものを表している側面は、環境問題に必然的に含まれる不確実性や無知という性質のためにそうすることが不可能であると述べるにもかかわらず、環境問題に対処することをわれわれに要求する。これは一見矛盾であるように思われるが、倫理的な命令としては矛盾ではないかもしれない。現実的に不可能なことを要求することが、あるいはそのようなものこそが、倫理的な命令とみなされることは確かにあるわけです。ただ、そう言うためには、そのような命令が妥当なものとして存在しうる根拠を示さなければならない。これが前章の議論で残された問題であった。これを一言で言い換えれば次のようになるだろう。予防原則は予防的な行動や対策をとることをわれわれに指令し、そのような行動や対策をとる根拠をわれわれに与えるものであるが、予防原則自身の根拠はどこにあるのか。われわれがそれに従うべきであるとすれば、それはなぜなのか。

この問いに対する一つの有力と思われる答え方は、「前の世紀における環境に対する規制が失敗してきたという認識がその根拠となっている」というものだろう。既に何度か見たように、予防原則は確かにこのような過去の失敗の教訓から導かれたものである。そのことは、予防原則に関する現在入手可能な最も重要な基礎的文献の一つとなっている欧州環境庁の報告書のタイトルに「教訓」という言葉が入れられていることにも表れている。しかし、なぜ予防原則に従うべきなのかという問いに、過去の教訓に従ってと答えるのでは不十分ではないだろうか。なぜなら、そう答えたとしても、それならば教訓に従わなければならないのはなぜか、と更に問われうるからである。今、私が行っている議論は言葉遊びにすぎないのではないと言われるかもしれないが、そうではない。これこそが、環境を守らねばならないのはなぜかという最も根本的な問いと同じものであり、いわゆる環境倫理学が答えようとして答えられていない問いなのである。これが予防原則の抱えている三つ目の不明瞭さであり、この問いに、少なくとも説得力のある答えを提出することができない限り、予防原則に決定的な根拠が与えられることはない。

では、この問いにどのように答えるべきなのか。まず考えられるのは、教訓が従われねばならないのは、教訓とはそういうものであって、言葉の意味からしてそうなのだ、という答え方だろう。これはそれほど悪い答え方ではないかもしれない。環境は守られるべし。おそらく、実践上はほぼこれで問題がないと言えるだろう。だが、ここでわれわれが求めている答えは別の水準のものであるはずである。この際に、提出すべき答えには異なった水準のものがあるという見解は、アンドリュー・ライトが述べている環境倫理学者の二つの任務という議論にも表れている。彼の議論は以下のようになっている。環境倫理学者には伝統的な探求という任務の他に、公共的な任務もある。環境を守るためのさまざまな根拠や立場が存在しているが、実際に行うことになる対策はほとん

どの場合どの立場をとっている人々の間でも大して変わらないという「収束仮説」から、環境倫理学者は実際の環境問題の解決に貢献するために、自らの立場に固執せず、環境倫理に関わる価値や原理についてとりあえず多元論的な態度をとるべきである。その上で、環境問題について議論しているコミュニティーで形成された、上のような意味でのおおまかな合意について、一般の人々に伝えなければならない。そしてその際には、人間中心主義的な説明をした方が人々に納得してもらいやすいので、「戦略的に」人間中心主義をとるべきである。だが、おおまかな合意が常に形成されうるとは限らないので、哲学的な基礎づけの探求という伝統的な任務も当然必要となる。そして、この両方の任務を並行的に行わない限り、「環境に関わるコミュニティーで役割を担う哲学者としての潜在的能力を活用していることにはならない」とライトは主張するわけである。

このライトによる公共的任務と哲学の伝統的任務という水準の区別に従えば、なぜ教訓に従わなければならないのかという根拠についての説得力のある解答にも、二つの水準があると考えることができるだろう。過去の失敗という教訓があるのだから、とにかく環境を守るべきだという先に挙げた答え方は、公共的任務としては十分な答えであるかもしれない。つまり、単に人々を説得する理由としては十分であるかもしれない。その他にも、ミンティアとマニングの調査が明らかにしているように、未来世代への配慮を教訓に従う根拠にすれば人々の間で幅広い合意を得るかもしれない。

だが、伝統的任務の観点から見ればどうだろうか。未来世代への配慮という考え方自体が不明瞭さを抱えており、教訓に従わねばならないのはなぜかという元の問いと同じ程度にその根拠が問われなければならないものであるように思われる。では、伝統的任務を果たすとはどういうことであるのか。最も高名な例を挙げて答えよう。ハンス・ヨナスはその任務を果たそうとしたように思われる。彼は独自の存在論に基づいて人類の規範と責任とを論じている。では、彼の議論は少なくとも説得力のあるものとして成功しているだろうか。この問いに対する私の答えは、ある部分ではイエスであるが、他の部分ではノーである。彼の議論は確かに説得力を持っている。読む者に訴えかけるものがある。だが、彼は自分の主張をしているだけだ。自分の主張がなぜ正しいのかについては一切述べていない。根拠のそのまた根拠を求めていく探求の行き詰まりで、彼は自分の主張を断言しているにすぎない。つまり、彼はこのように言っているわけです。

「形而上学が倫理学の土台とならなければならない。・・・今日支配的な分析哲学は、こうした試みに対して拒否権を発動するが、われわれの試みはこの拒否権に立ち向かわなければならない。実際のところ、われわれの試みからは暫定的な結果しか期待できないだろう。ただ、われわれはあえて試みなければならない。自然について哲学することによって、科学的に確証可能だとされる「存在」と道徳的拘束力を持つ「行為」との橋渡しをしなければならない」。

予防原則と類似したものとしてヨナスを挙げるという議論がたくさんなされているが、確かに科学的なものや道徳的なものをつなぐというのは、予防原則の正当化にとっても必要な議論である。しかし、ヨナスも認めているように、そのような試みからは

「暫定的な結果しか期待できない」だろう。なぜなら、それは議論によって確かめることが誰にもできないようなものであるから。これこそが環境倫理学が果たそうとして未だ果たせず、ある意味で半ば放置されるようになった任務なのであり、おそらくは解消することができない予防原則の三つ目の不明瞭さそのものなのである。

したがって、予防原則の考え方そのものを表している側面、さらには予防原則そのものについても、完全に正当化したり、根拠づけたりすることはできないということになるだろう。予防原則の三つ目の不明瞭さは指摘されたけれども、不明瞭なまま残り続けてしまう。それでも、先に述べたとおり、実践上、予防原則を使うことには何も困らないかもしれない。予防原則を支持するよう人々を説得するための「根拠」ならばあるということは示されたように思う。

7. 結論

本論では、1)定義の曖昧さ、2)二つの側面の存在とその間の緊張関係、3)根拠の不明瞭さ、という予防原則の三つの曖昧さを指摘した。冒頭で断ったように、本論によってはこれらの不明瞭さが解消されることはない。最初の二つについては自分が好ましいと考える立場がどれであるかは示したが、これは論証ではなくて、一種の決断を私が行ったということにすぎないわけです。言い換えれば、予防原則につきまとう不明瞭さをただ振り落としただけにすぎない。さらに、第三の不明瞭さについては、ただその存在を指摘し、環境倫理学がこれまで果たそうとして果たせなかった、そしてある意味では放置されてしまっていた最も根本的な問題そのものであることを確認しただけである。それならば、本論には成果があったのだろうか。

まず、不明瞭さを解消できないとしても指摘したことによって、ある程度予防原則に関連する議論を明確にすることにつながると考えられるだろう。次に、予防原則の根拠を示すことはできないが、前章の最後でも述べたように、本論は全体として予防原則を支持する議論にはなっているだろう(たとえば、従来のリスク評価の手法との対比において)。最後に、本論によって予防原則という考え方が重要なものである理由がより明瞭になったと思われる。それが重要であるのは、単に環境政策や規制のための目新しい原則であるからだけではなく、予防という考え方を真剣に受け止めるならば、実際の環境問題の解決には影響を与えないものとして倫理学者ですらあまり考えなくなっていた抜本的な問題に、われわれの目を再び向けさせざるをえないことになるからである。たとえそれが解消不可能とも思われる不明瞭さだとしても、ヨナスの言うように、われわれはあえて試みなければならぬのではないのでしょうか。

以上です。

——神崎氏 講演 終了